

建設キャリアアップシステム 活用のメリットについて：説明資料



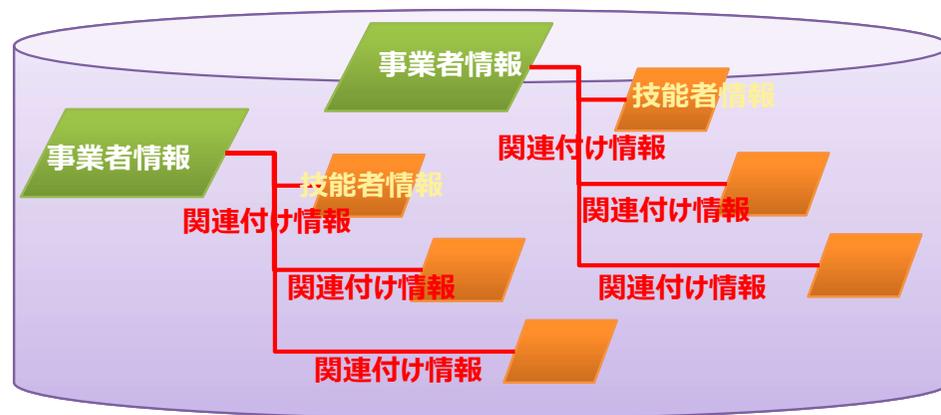
1. CCUS活用：デジタル能へのスキルアップ°
2. デジタル化による利便性向上・業務の効率化：
3. CCUSを活用したスパイラルアップ°
4. 活用のメリットを享受するには：モデル工事の有効性

● 紙や手入力に慣れたアナログ能 :

➤ データ連携を使い倒すデジタル能へ :

似たような帳票に
何度も入力

手入力による誤植

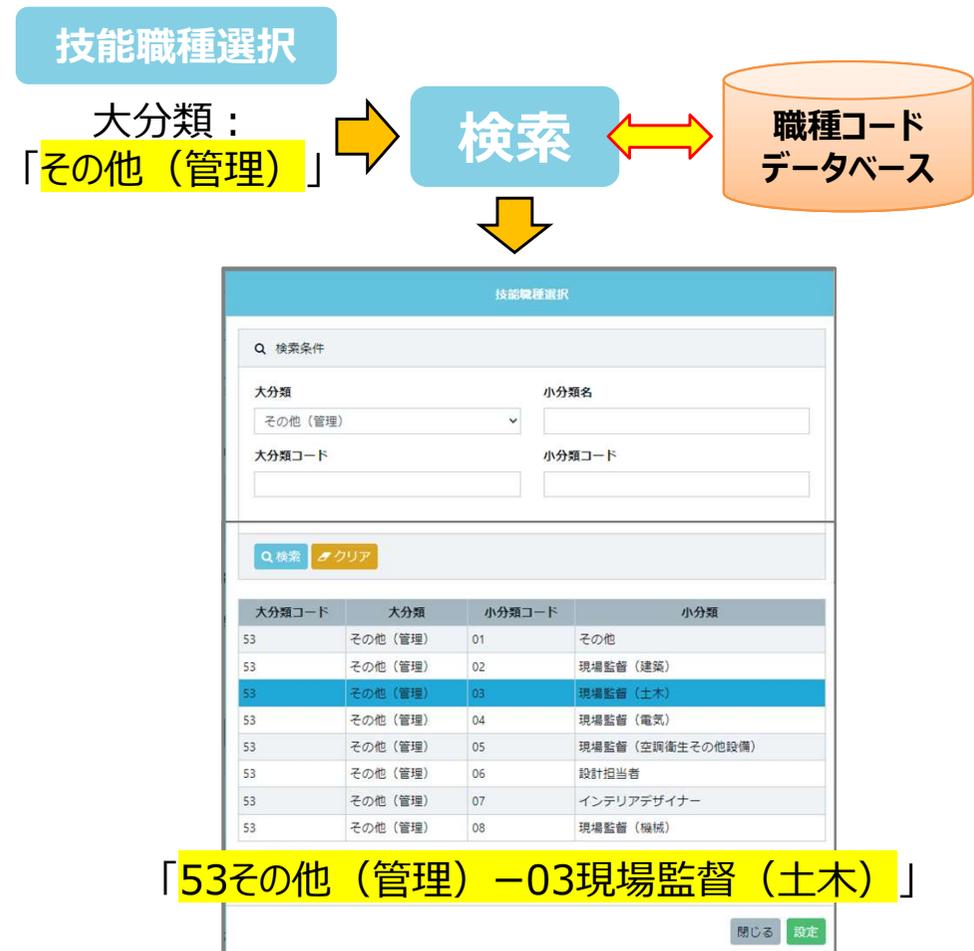


検索

誤入力がない
単独データのみならず、
関連付けがあるデータ
セットを抽出利用



- 入力の際、テキストや数字を入力することなく、既存のデータを呼び出して登録することで、入力手間、間違いを減らす



技能者のメリット

建退共の掛金が貯まる

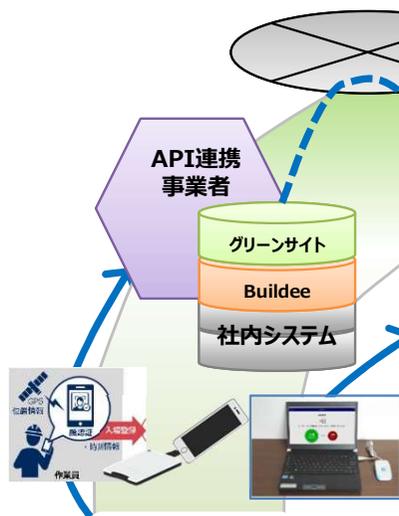


今後 各種証明書の携帯が不要になる

・技能者向けアプリ「建キャリア」上で、保有資格画像データを表示
 現行携行義務のある12種以外は携行不要となった



API連携による施工管理効率化

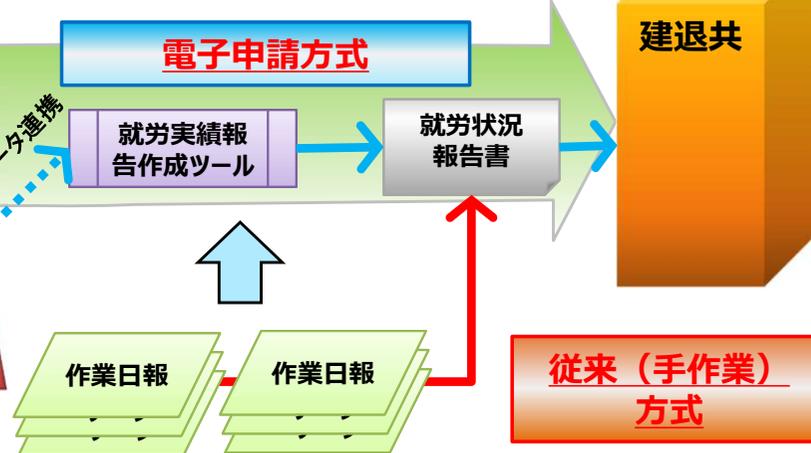


社保加入証明書類・資格証・健康診断結果表の提出が不要



事業者のメリット

建退共の手続きが効率化



施工体制台帳・作業員名簿等がCCUSから出せる



1) 施工体制に登録された事業者・技能者の情報

⇒元請で確認可能な機能

①【1-4】施工体制登録技能者一覧

当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「**社保加入**」「**資格保有**」情報

2) 施工体制登録技能者の就業履歴、出面内容確認、建退共積立情報

⇒元請・下請で相互確認が可能な機能

①【2-3】就業履歴（月別カレンダー）

技能者ごと日毎の就業履歴,就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）,
建退共充当日数

3) 登録した情報を連携して、労務安全書類の作成・変更・提出が容易に

⇒今後は発注者自身がシステムにログインして閲覧する体制に移行

1 AZ1 施工体制台帳

2 AZ2 施工体系図

4 AZ4 下請負業者編成表

5 AZ5 再下請負通知書

7 AZ6-b 作業員名簿（社会保険加入状況組込版）

① 【1-4】施工体制登録技能者一覧/当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」、「立場」、「社保加入」、「資格保有」情報

510_50_施工体制登録情報から当該事業者IDをクリックすると登録されている技能者一覧が見られる

能力評価に必要な就業内容 (職種・立場・作業内容)

社会保険加入状況

作業に必要な資格保有状況

技能者の所属事業者と異なる場合	技能者		就業内			適切な保険加判定			作業内容等に必要な資格保有資格						
	技能者ID	技能者名	職種	立場	役職	健康保険 保険種類	年金保険 加入	雇用保険 保険種類	加入	被保険者番号	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習
	02621		トンネル特殊工・トンネル工 (特殊作業員)			国民健康保険組合	厚生年金			9761	発破技士	車両系建設機械 (解体用) 運転 (機体重量3t以上)	コンクリート打設用機械の作業装置の操作	職長教育 (労働安全衛生法第60条)	
	01021		その他・事務担当者			国民健康保険組合	厚生年金			8771	中型自動車	特定化学物質等作業主任者 (旧)	電気取扱い業務 (低圧電気取扱業務)		
	02021		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)			国民健康保険組合	厚生年金			0206	中型自動車	小型移動式クレーン運転 (つり上げ過重1t以上5t未満)	締固め用機械 (ローラー) の運転		
	04521		トンネル特殊工・トンネル工 (特殊作業員)			国民健康保険組合	厚生年金			6272	発破技士	ずい道等の掘削等作業主任者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作		
	06721		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)			国民健康保険組合	厚生年金			2906	大型自動車	フォークリフト運転 (最大荷重1t以上)	特定粉じん作業	職長教育 (労働安全衛生法第60条)	
	03021		トンネル特殊工・トンネル工 (特殊作業員)			国民健康保険組合	厚生年金			4097	発破技士	車両系建設機械 (解体用) 運転 (機体重量3t以上)	ずい道等の掘削・運搬・覆工等の作業		
	02021		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)			国民健康保険組合	厚生年金			9453	大型第二種	高所作業車運転 (作業床の高さ10m以上)	特定粉じん作業	職長教育 (労働安全衛生法第60条)	
	09721		溶接工・溶接工			国民健康保険組合	厚生年金			3304	発破技士	ガス溶接技能講習	アーク溶接	職長教育 (労働安全衛生法第60条)	
	078021		その他 (管理)・現場監督 (土木)	職長		国民健康保険組合	厚生年金			1043	甲種火災取扱保安責任者	ずい道等の掘削等作業主任者	アーク溶接		
	09221		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)			国民健康保険組合	厚生年金			0439	乙種火災取扱保安責任者	玉掛け (つり上げ荷重1t以上のクレーン等)	ずい道等の掘削・運搬・覆工等の作業		
	01721		その他 (管理)・現場監督 (土木)	主任技術者	現場代理人	国民健康保険組合	厚生年金			8189	甲種火災取扱保安責任者	ずい道等の掘削等作業主任者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作		

① 【2-3】就業履歴（月別カレンダー） / 技能者ごと、日毎の就業履歴、就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）、建退共充当日数

510_60_自社に関する現場・就業履歴の就業履歴（月別カレンダー）から当該技能者IDをクリックすると当該技能者個人の当月蓄積された就業履歴が日毎で見られる

能力評価に必要な就業内容（職種・立場・作業内容）

建退共加入状況

就業日	元請事業者			現場情報			就業履歴			建退共加入状況					
	事業者ID	事業者名	法人・個人区分	事業者ID	事業者名	現場ID	現場名	工事区分	工事内容	有害物の取り扱いの有無	職種	立場	作業内容	加入状況	加入状況
2022/05/02	月		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/03	火		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/04	水		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/05	木		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/06	金		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/07	土		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/09	月		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/11	水		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/12	木		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/16	月		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/18	水		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/19	木		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/20	金		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/22	日		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/23	月		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有
2022/05/24	火		法人			71599306722971		土木工事	作業船工	無	特種作業員・土工	職長	土工事	有	有

就業日数計

集計	計上	元請米	下請
現場数	1		0
就業履歴数	16		0
就業日数	16		0



(3) 安全書類へのデータ連携による効率化

2023.9.29白
抜き個所の入力
画面組込み完了

施工体制台帳 (出力できる者：元請事業者、当該下請事業者)

施工体制台帳 年 月 日

[会社名・事業者ID]

[事業所名・現場ID]

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業		第 号	年 月 日
	工事業		第 号	年 月 日
	工事業		第 号	年 月 日
	工事業		第 号	年 月 日
	工事業		第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
監督員名	権限及び意見申出方法
現場代理人名	権限及び意見申出方法
監理技術者・主任技術者名	資格内容
監理技術者補佐名	資格内容
専門技術者名	専門技術者名
資格内容	資格内容
担当	担当
工事内容	工事内容

外国人の従事状況(有無)	一号特定技能外国人	有 無	二号特定技能外国人	有 無	外国人技能実習生	有 無
--------------	-----------	-----	-----------	-----	----------	-----

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険				
		元請契約								
		下請契約								

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名		
住所 電話番号	(TEL)		
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業		第 号	年 月 日
	工事業		第 号	年 月 日
	工事業		第 号	年 月 日
	工事業		第 号	年 月 日
	工事業		第 号	年 月 日

現場代理人名	権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名
※主任技術者名	資格内容	安全衛生推進者名
		雇用管理責任者名
		※専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

外国人の従事状況(有無)	一号特定技能外国人	有 無	二号特定技能外国人	有 無	外国人技能実習生	有 無
--------------	-----------	-----	-----------	-----	----------	-----

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険				
		元請契約								
		下請契約								

- CCUSの登録上で入力が必要であり、自動反映される項目
- CCUSの登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目
- 今回改修でシステム上で入力可能となった項目



(3) 安全書類へのデータ連携による効率化

国土交通省
建設業
労働安全衛生

2023.9.29日
抜き個所の入力
画面組込み完了

再下請負通知書 (変更届)

(出力できる者：元請事業)

再下請負通知書(変更届) 年 月 日

直近上位の注文者名 [報告下請負業者] 年 月 日

現場代理人名 (所長名) 殿 住所 〒 TEL FAX

元請名称・事業者ID 会社名・事業者ID 代表者名

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日	注文者との契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(更新)年月日	
		工事業		第 号	年 月 日	

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		※専門技術者名	
※主任技術者名		資格内容	
資格内容		担当工事内容	

※登録基幹技能者名・種類

外国人の従事状況(有無)	一号特定技能外国人	有 無	二号特定技能外国人	有 無	外国人技能実習生	有 無
--------------	-----------	-----	-----------	-----	----------	-----

健康保険等の加入状況	事業所管理記号等	健康保険			厚生年金			雇用保険					
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外			
		営業所の名称			健康保険			厚生年金保険			雇用保険		

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名・事業者ID		代表者名	
住所電話番号	〒 (TEL)		
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(更新)年月日	
		工事業		第 号	年 月 日	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名		雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
※登録基幹技能者名・種類		資格内容	
		担当工事内容	

外国人の従事状況(有無)	一号特定技能外国人	有 無	二号特定技能外国人	有 無	外国人技能実習生	有 無
--------------	-----------	-----	-----------	-----	----------	-----

健康保険等の加入状況	事業所管理記号等	健康保険			厚生年金			雇用保険					
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外			
		営業所の名称			健康保険			厚生年金保険			雇用保険		

- CCUSの登録上で入力が必要であり、自動反映される項目
- CCUSの登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目
- 今回改修でシステム上で入力可能となった項目



(3) 安全書類へのデータ連携による効率化

国土
建設基金

2023.9.29日
抜き個所の入力
画面組込み完了

作業員名簿（社会保険加入状況について組込）

（出力できる者：元請事業者、当該下請事業者）

作業員名簿

事業所の名称 現場ID 作成 提出日 年 月 日

所長名 職

1次 会社名・事業者ID (次) 会社名・事業者ID

[退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無] [退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無]

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	フリガナ		職種	所属事業者 と異なる事 業者の元で 就業した場合	※	雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	健康保険	建設業退職金 共済制度	技能 レベル	教育・資格・免許		入場年月日
	氏名	技能者ID				経験年数	年齢	家族連絡先	(TEL)	血圧		種別	年金保険	雇用保険	中小企業退職金 共済制度	在留 資格	雇入・職長 特別教育	技能講習
1						年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日						年 月 日
						年			()	~								年 月 日
2						年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日						年 月 日
						年			()	~								年 月 日
3						年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日						年 月 日
						年			()	~								年 月 日
4						年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日						年 月 日
						年			()	~								年 月 日
5						年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日						年 月 日
						年			()	~								年 月 日

■ 出力可能な安全書類

全建統一様式（改訂5版）に準じた以下の安全書類の出力が可能

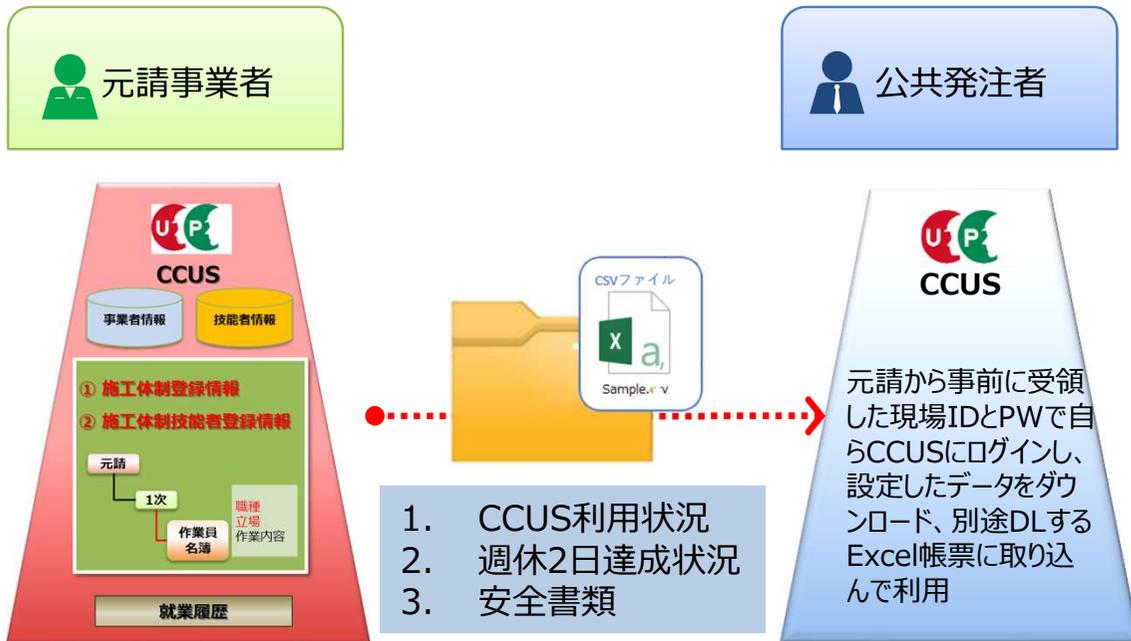
- ・施工体制台帳
- ・施工体系図
- ・下請負業者編成表
- ・再下請負通知書
- ・作業員名簿（社会保険加入状況組込版）

■ 新たに入力項目を追加する画面

- ①現場契約情報【610_30】
- ②施工体制情報【620_10】
- ③施工体制技能者情報【620_20】

- (注)7. 健康保険欄には、健康保険の名称【健康保険組合、協会けんぽ（全国健康保険協会）、各種共済組合、国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度、船員保険（全国健康保険協会）】を記載。
上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、「適用除外」と記載。
(注)8. 雇用保険欄には被保険者種類と被保険者番号の下4けたを記載。雇用保険が適用除外である場合には、「適用除外」と記載。
(注)9. 年金保険欄には、年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、「受給者」と記載。
(注)10. 安全衛生に関する教育の内容（例、雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注)11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例、登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇技能士）を有する場合は、「免許」欄に記入。
(注)12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。
(注)13. 在留資格で在留期間切れの場合は、「超過」と過記。

- CCUSの登録上で入力が必要であり、自動反映される項目
- CCUSの登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目
- 今回改修でシステム上で入力可能となった項目



- 公共発注者と元請事業者とのCCUSモデル工事等に係る契約に基づき、
- 元請事業者が公共発注者に対して、当該現場のCCUS運用状況の報告ができる機能
- 元請事業者はCCUSに発注者支援機能の設定を行うことにより、公共発注者がCCUSより当該現場の情報を（CSVファイル）にてダウンロードしExcel帳票で確認できる

1. CCUS利用状況

2. 週休2日達成状況

3. 安全書類

モデル工事等で実施する工事成績評定の計測に使用：

- 登録事業者率
- 登録技能者率
- 就業履歴蓄積率
- 上記の計測日の平均値
- レベル別・職種別就業日数（竣工後）
- レベル別・分野別就業日数（竣工後）

週休2日を標準とした取組みへの移行プロセスで、発注者が実施状況の確認に使用：

- 現場閉所率
- 平均就業日数
- 休日率
- 週休2日判定
- 週休2日Overとなっている労働者の割合

従来書面で事前に提出していた書類をリアルタイムで発注者が確認出来るようにする：

- 施工体制台帳
- 施工体系図
- 下請業者編成表
- 再下請負通知書
- 作業員名簿
- 社会保険加入状況

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 新旧対照表

● 施工体制台帳の提出義務合理化

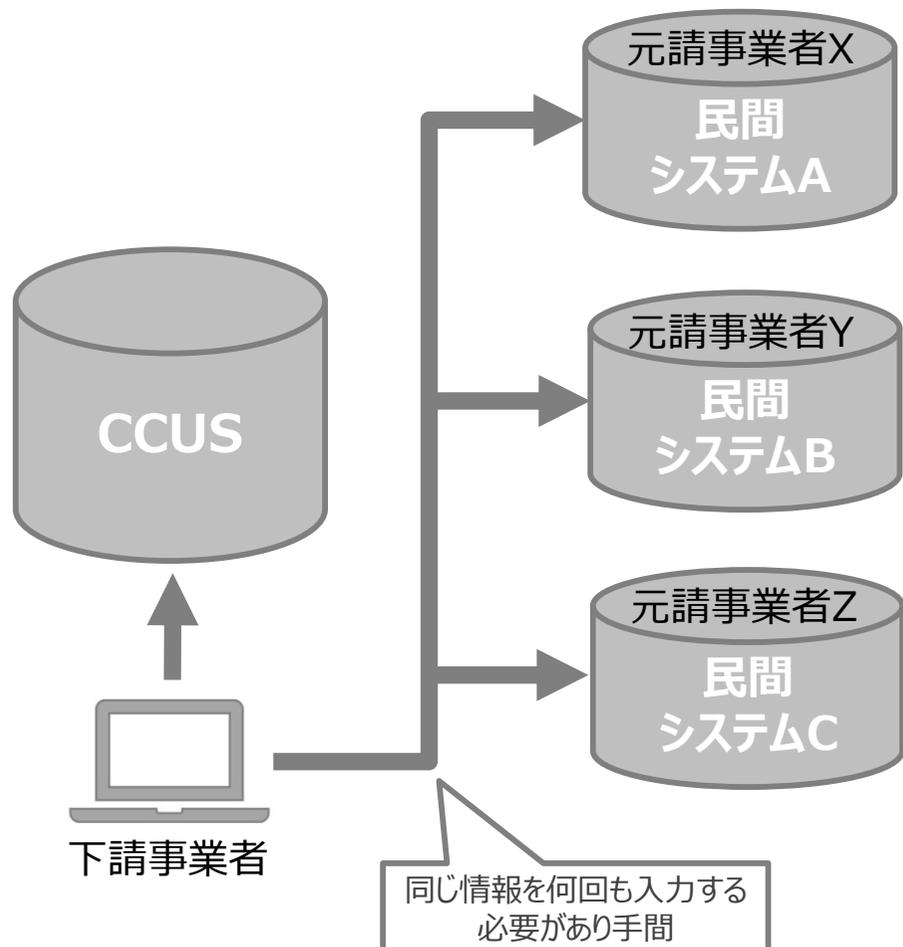
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前（最終変更：令和4年5月20日閣議決定）	備考
<p>(5) 施工体制の把握の徹底等に関すること 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われ</p>	<p>(5) 施工体制の把握の徹底等に関すること 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われ</p>	
<p>公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第15条第1項及び第2項により、下請契約を締結する全ての工事について、その作成が義務付けられるとともに、<u>受注者が建設キャリアアップシステム（CCUS）等のシステム（当該システムとASP等の情報共有システムとの連携を行う場合も含む。以下この節において同じ。）を活用することで、発注者が施工体制を確認することができる場合を除き、発注者への写しの提出が義務付けられている。</u>各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出等を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用するものとする。また、各省各庁の長等は、元請業者の負担を軽減するため、<u>施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム等のシステムの活用による施工体制の確認に努めるものとする。</u></p>	<p>公共工事の適正な施工の確保には、下請を含め適正な施工体制の確保が重要。 れていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第15条第1項及び第2項により、下請契約を締結する全ての工事について、その作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところ</p>	<p>入契法第15条第2項</p>
	<p>受注者が建設キャリアアップシステム等のシステムを活用することで、発注者が施工体制を確認することが出来る場合、施工体制台帳の写しの提出を要しない</p>	
	<p>各省各庁の長等は、施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステムの活用による施工体制の確認に努めるものとする</p>	

- 建設企業の働き方改革のため、**CCUSに登録されている情報を民間の労務安全システム等で利用することを可能**とし、データ入力作業を効率化

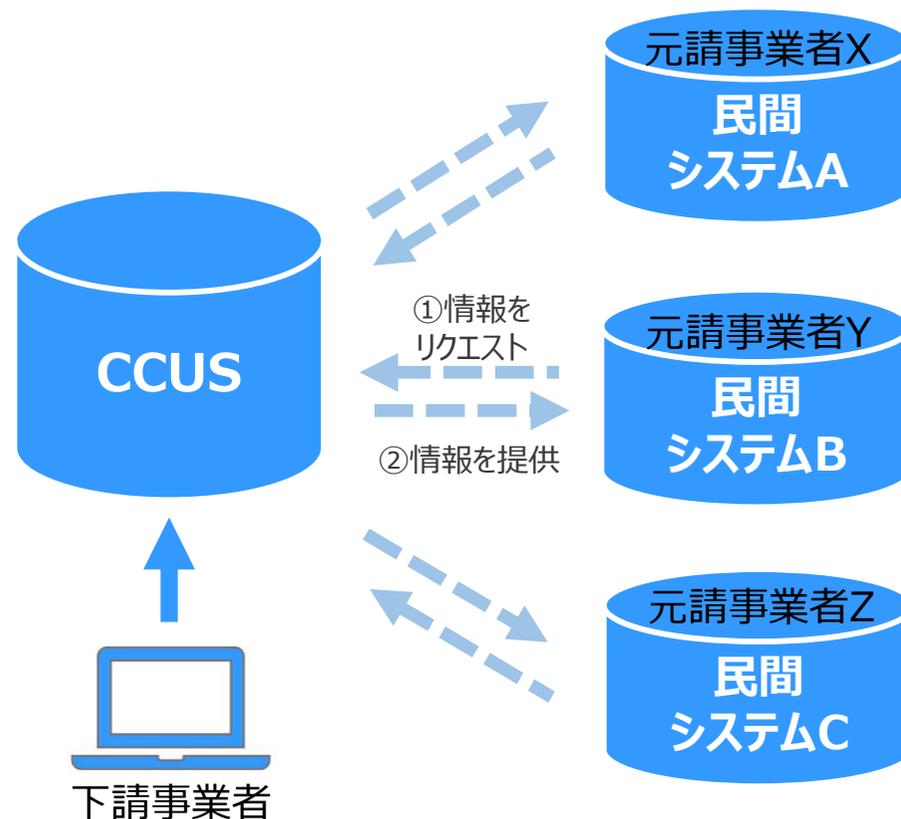
これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力



これから

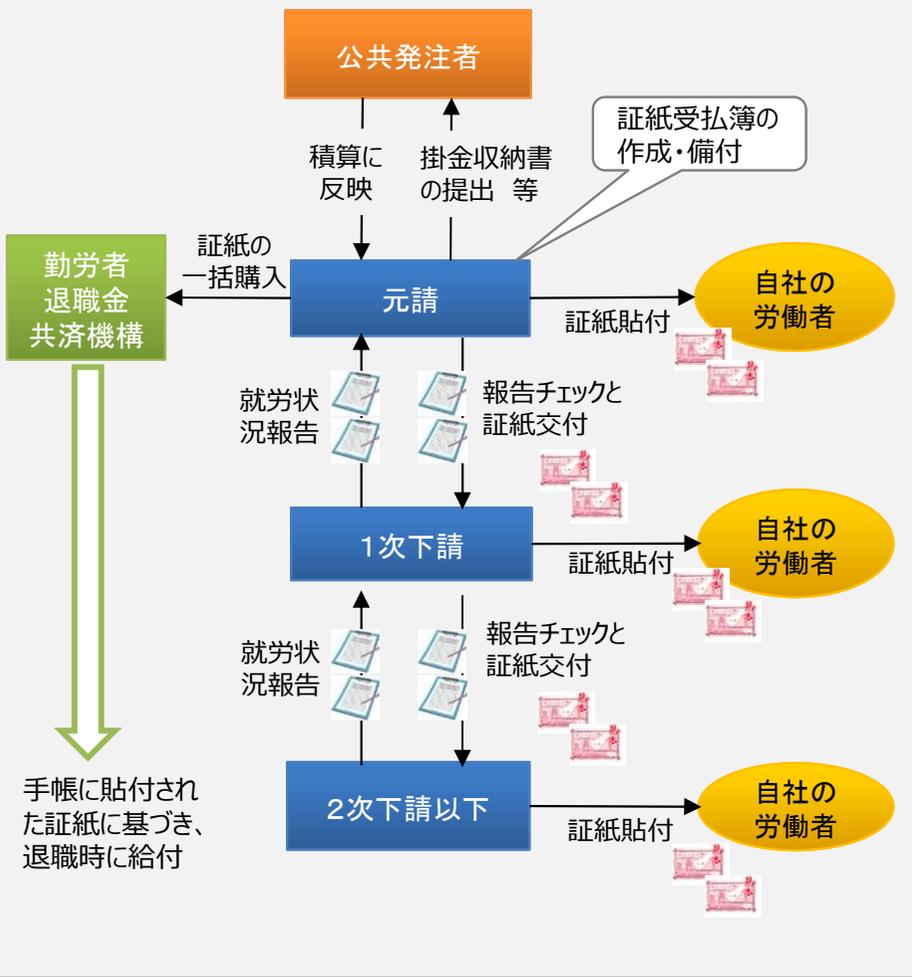
CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減



○ 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進
 ※なお、令和4年8月にシステム改訂を実施済

現行方式(証紙受払の書面管理)

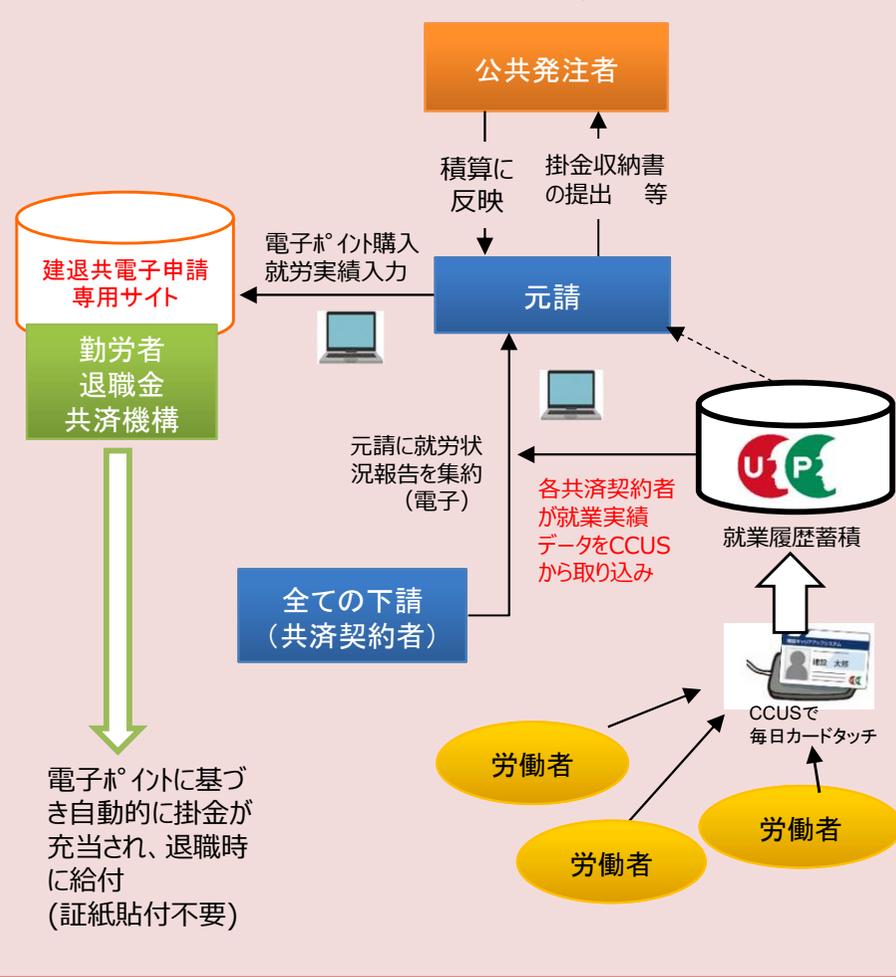
○ 現行の証紙方式では、一人ひとりの技能者への証紙の交付事務が煩雑で、貼付が不徹底

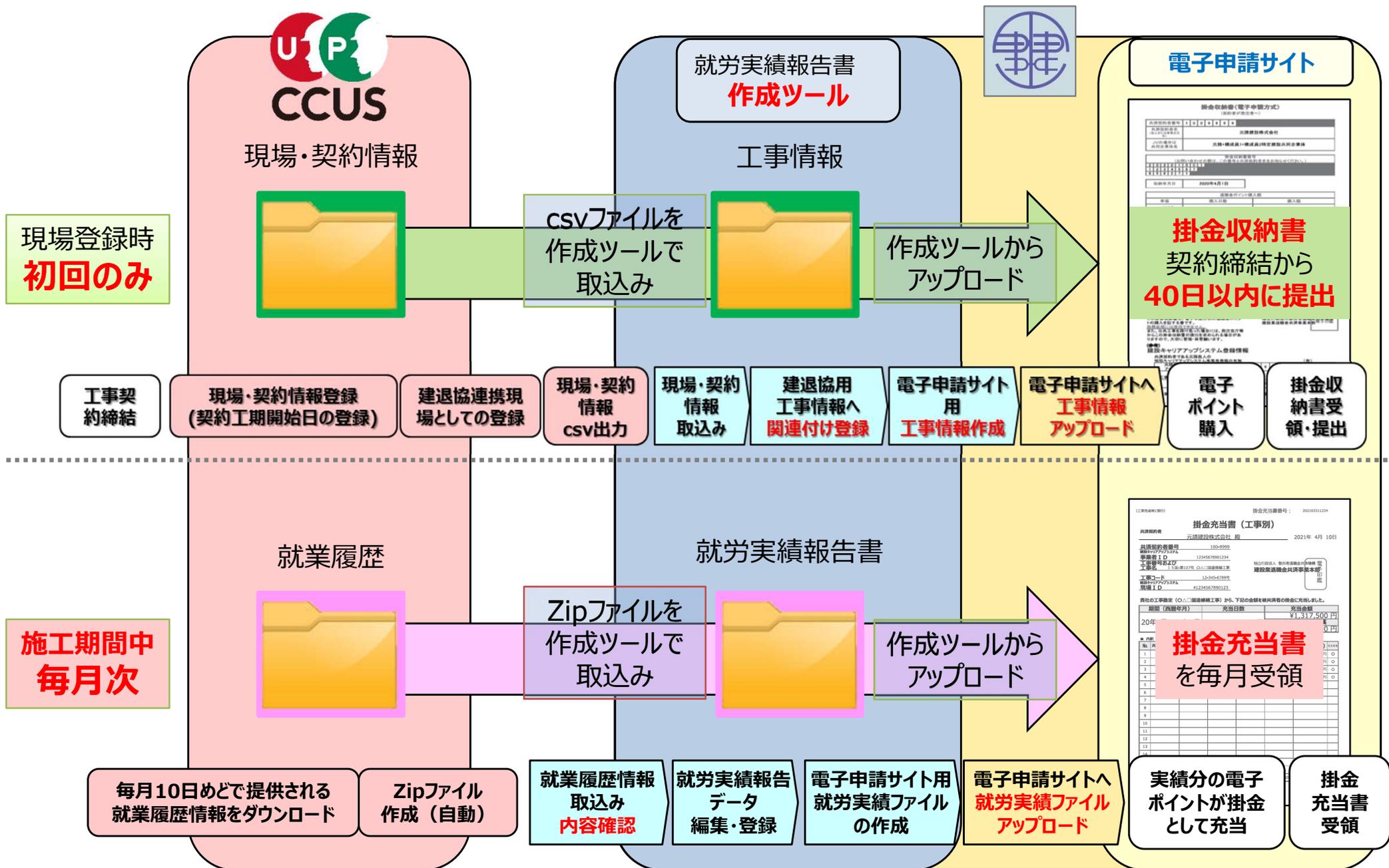


順次移行を促進

CCUS活用型電子申請方式

○ CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用し、退職金給付の徹底と事務の効率化
 ※電子申請方式のみの活用も可能 **注意**





2024年10月7日(月)

次期電子
申請システム

来秋めどに稼働

勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部は4日、東京都中央区のAP東京八重洲通りで、建退共制度加入促進等連絡会議を開いた。10月の加入促進強化月間に当たり、協賛団体の担当者らに、積極的な広報活動などを呼び掛けた。今回は特に、大規模改修して2025年秋をめどに稼働する次期電子申請システムの特長を周知した。就労実績報告作成ツールをウェブ化して電子申請専用サイトに全てを完結できるようにするほか、建設キャリアアップシステム(CCUS)とバックヤード連携してデータのダウンロードやアップロードを不要とするなど使い勝手を高める。

建退共本部

CCUSとバックヤード連携

開会に当たり、同機構の大澤一夫理事長代理は「今年の会議では、二つのテーマを取り上げる。まずはやはり電子申請方式で、CCUSとの連携も重要課題となっている。紙の証紙に慣れている方が多く、なかなかすぐには切り替わらないが、現場を知る皆さんの意見を聞きながら普及に取り組んでいきたい。次のテーマは外国人。建設業で今後、外国人が一定程度増えていくと予測される中、CCUSとともに、建退共を広げていく方策を考えていきたい」とあいさつした。

電子申請方式の次期システムは、「元請け・下請け間」「就労実績報告作成ツール」と電子申請専用サイトの間で、工事情報や就労実績報告の連携に関するデータファイルの受け渡しが必要となる。元請け会社と協力会社で同じ工事情報、就労実績情報を閲覧して作業するため、修正内容や作業状態をリアルタイムに確認できる。上位会社が下位会社の就労報告を代理入力することも可能だ。

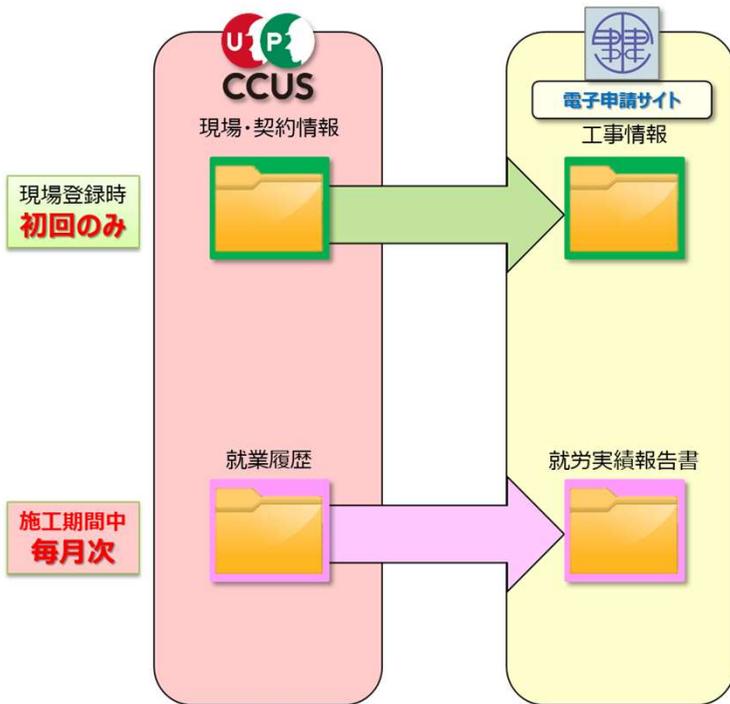
また、セキュリティを強化し、データチェックに必要な情報を専用サイトに置くことも行う。

年内にはCCUSの技能者向けアプリケーション「建キヤリ」がリリースされる予定で、被共済者も簡単に建退共の掛け金納付状況を確認できる。このほか、オンライン申請ができる手続きを大幅に拡充し、建退共ホームページと専用サイトのデザインも共通化も行う。



2025年秋目途

初期の設定だけで毎月自動連携



UP 4) CCUS技能者スマホアプリ: 「建キャリア」リリース

登録技能者が、スマホで自らの就業履歴、資格情報、レベル・レベルアップの目安などを確認できるアプリ。CCUSを身近に感じ、CCUSのメリットを実感いただくことを目的としています。ダウンロードは無料。iPhoneでもAndroidスマホでもご利用いただけます。

就業履歴を確認できる

マイページからは、氏名などの基本情報・お知らせ等を表示

*** 時機開発: 現在のスキルセットからレベルUPに必要な資格や就業年数を確認できる**

登録している基本情報を確認できる

ホーム画面

レベルの色を表示 (Lv1:白、Lv2:青、Lv3:シルバー、Lv4:ゴールド)

ホーム画面は、アプリ内に登録されているイラストから、好きなものを選択(※)

技能者IDをQR表示 (ワンタイム)

(※) イラスト選択例

直近の就業履歴を表示

資格証を画像表示できる

溜まった建退共退職金も確認できる

CCUSからのお知らせが届きます。クーポンも?

ダウンロードはこちらから

iPhone

Android

マイページ

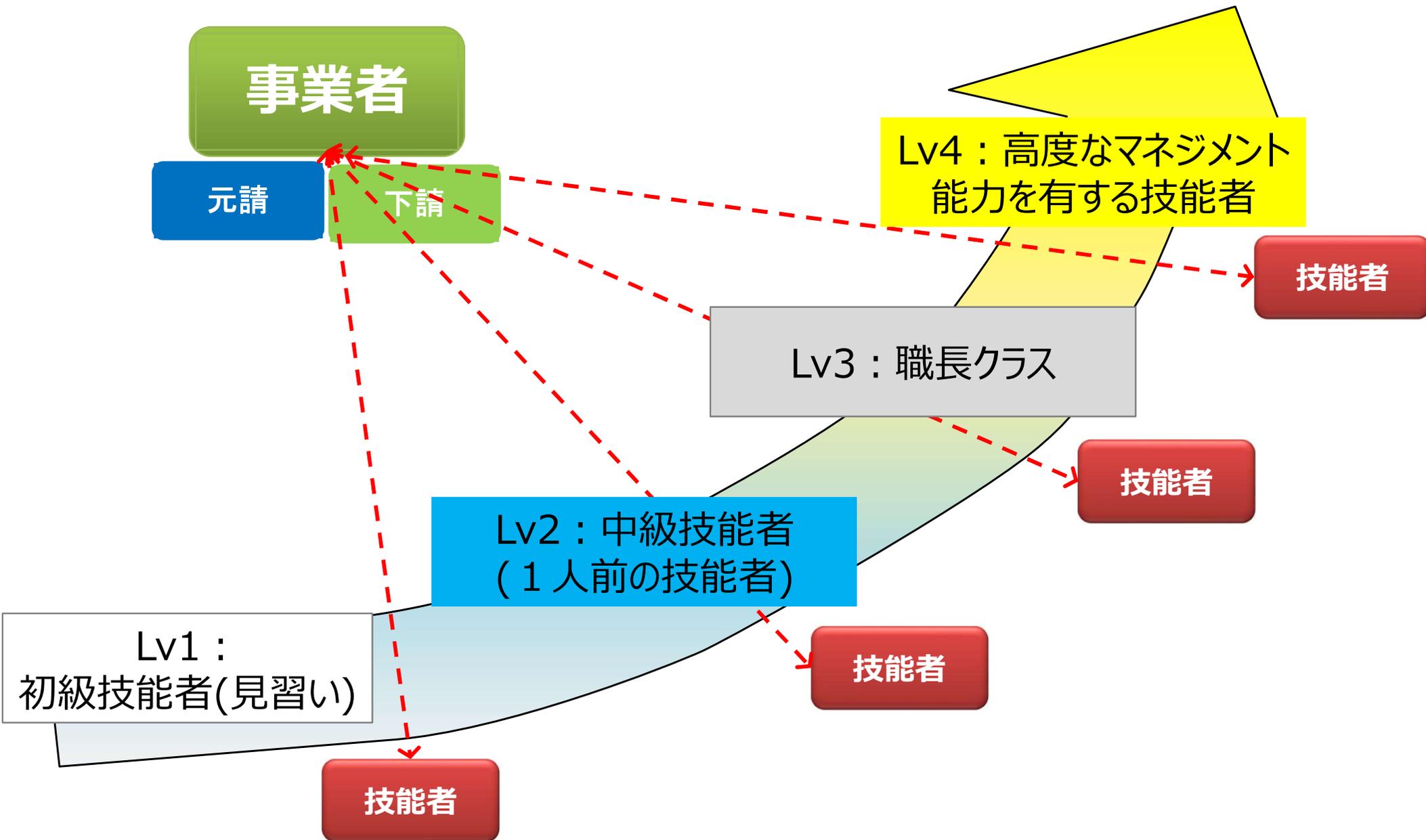
建設キャリアアップシステム 登録ユーザー

技能者ID: 1234 5678 90123 21
名前: 太郎 建設 太郎
職種 [大区分/小区分]: 12 その他, 10 建設工, 11 建設工
レベル: ゴールド 道路標示・路面標示
メールアドレス: kasetzu@example.com

お知らせ: OO建設からクーポンが届いています。アンケートのお楽しみ!

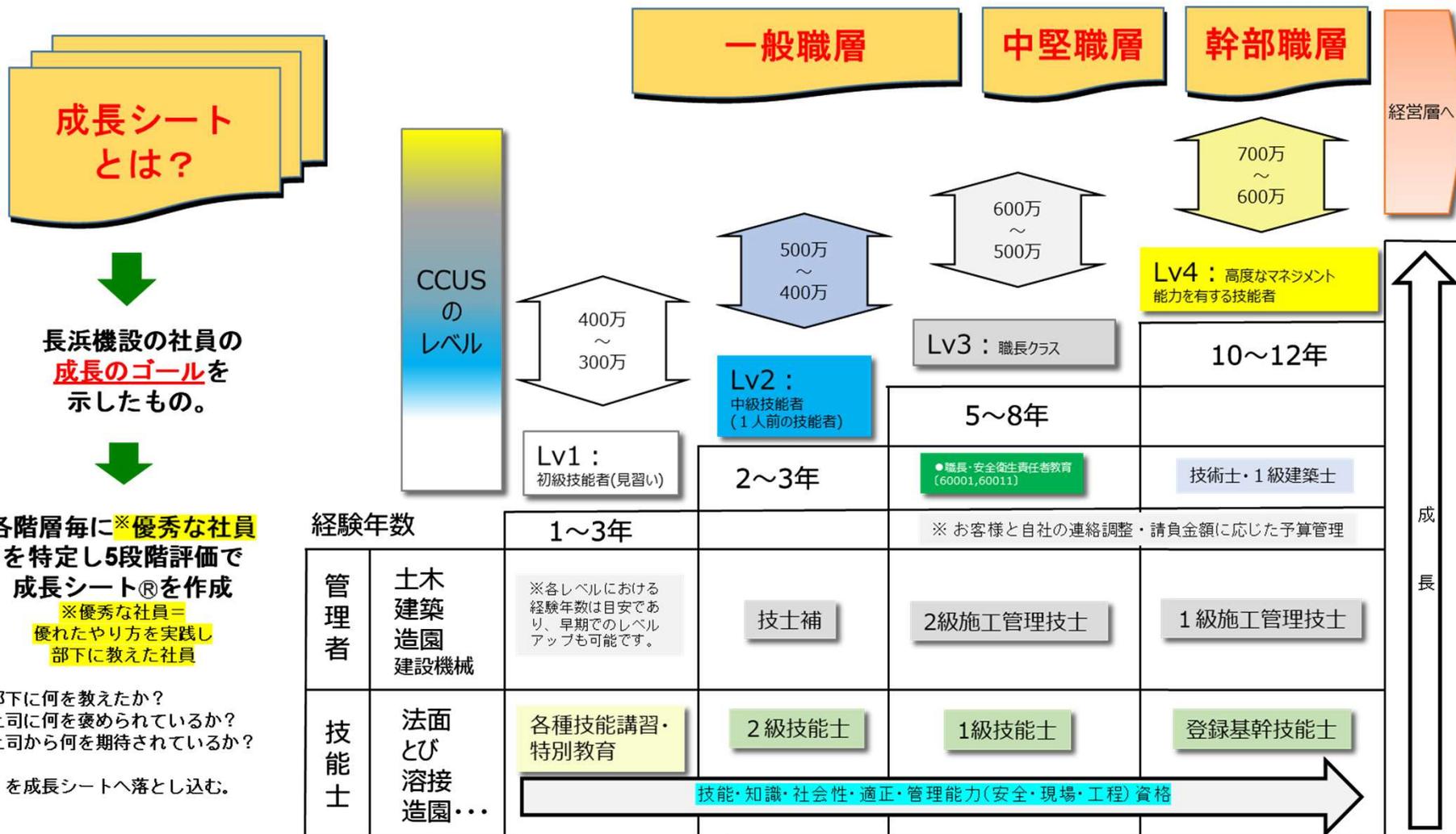
直近就業履歴: 2024年7月5日 虎ノ門駅前ビル2号館 法面工 班長, 2024年7月4日 虎ノ門駅前ビル2号館 法面工 班長

- 事業者・技能者が共通の目標・レベルを共有しながら相互にスパイラルアップしていく



1. (株)長浜機設 :

2. 成長シート®について (CCUS連動)



本人の適性や意向に応じた配置転換(社内異動)
 技能者・管理者それぞれでキャリアパスと連動

管理職・経営層へ

レベル4を取得した上で更に管理職としての要素を組み込み

CCUSのレベル	経験年数	必要資格	取得すべきスキル等	年収	職階	経験年数	必要資格	取得すべきスキル等	年収	職階
レベル1	1~2年	各種技能講習・特別教育	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の種別を理解 一作業一片付け 結束箇所を指示通り縛る 長尺物の鉄筋を持って配筋の相番作業 目視にて鉄筋径の選定 鉄筋の加工形状の理解 ハンドル（台返し）・ライパー・電動工具等の使用 かぶりの知識を持ちスペーサーを1人で設置 3級技能士の取得 嘘をつかない 	350~600万	Lv1 : 初級技能者(見習い)					
レベル2	3~6年	玉掛け技能講習	<ul style="list-style-type: none"> 玉掛け作業の全般 結束作業で両たすき掛け、箱掛け、下がらないように上掛、持ち上がらないよう下掛け作業 加工帳、躯体図を見て間配り 圧接位置の理解 材料を仕分けして順序良く材料を供給 2級技能士の取得 鉄筋の組立順序を自分でイメージ 圧接の圧縮縮み代を理解 鉄筋の太さ長さ重さを理解して、先輩の指示指導の下での相番作業 自分の失敗（間違い）を正直に報告できる 	400~700万	Lv2 : 中級技能者(1人前の技能者)					
レベル3	7~9年	1級技能士 ●職長・安全衛生責任者教育	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの設計強度、各部位の継ぎ手長や定着長の理解 手拾いによる拾い出し 後輩作業員に指示指導 定着や継手方法などを理解しての組立作業 加工帳をみて現場の入荷材の確認 1級技能士の取得 切断補強の本数、配置、被りを理解して切断する 小型物件の積算 リスト、躯体図、加工帳を見て作業全般の指示 職長・安全衛生責任者を所持 	450~800万	Lv3 : 職長クラス					
レベル4	10年~	1級施工管理技士 登録基幹技能士 1級施工図	<ul style="list-style-type: none"> 自主検査 1、2級技能士の施工方法を指導 作業の進捗状況を把握し人数の予定を考える チーム運営 配筋検査の立会、対応 工程打合せ 構造図、配筋図、締め図をチェックし、整合性を確認 1級施工図を取得 基幹技能者の取得 加工場や運送部門との調整（時間、数量、搬入経路） 部下とのコミュニケーションができ指導（OJTなど） 後輩の育成を念頭に仕事 	550~900万	Lv4 : 高度なマネジメント能力を有する技能者					
レベル5	13~15年	技術士・1級建築士	<ul style="list-style-type: none"> 他業種との工程打ち合わせを実施する 難易度の高い玉掛け作業（切梁を躲した荷下ろしなど） 作業手順や仮設の計画を考え現場に提案 職長会等に参加し積極的な意見交換 適正な施工手順の立案（先組等） 元請から職長、管理者としての指名がある 監理者に対し指摘や質疑 自分の担当現場以外を考え会社全体工程のバランス調整ができる 変更、追加等の対応 							
レベル6	16年~	経営業務管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 安全・効率・損益を考慮して、複数人での計画立案 各ゼネコンのグレード職長・表彰者の対象 現場の実行予算から施工計画、人員配置、原価管理 鉄筋に関わる高度な知識を持ち、本質的に理解 作業効率の悪さを理解し即時改善対応 災害防止協議会に出席でき、意見を発言 会社や社員に対して、本気の思い、本気の愛がある 社員、協力会社からの信頼・安心がある V E や省力化工法の提案 							

CCUSを活用した「技能者を大切にしている適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- 発注者・元請・下請を含めて、「技能者を大切にしている適正企業」の評価を向上し、**サプライチェーン全体での建設技能者の処遇改善**に向けた取組を支援する。
(「技能者を大切にしている適正企業」の自主宣言制度(仮称))

「技能者を大切にしている適正企業」のイメージ

○以下の取組を行うことにより、技能者を大切にしている適正企業。

<取組例※>

※制度詳細は今後検討

- (下請) 技能レベルに応じた手当や賃金支払、月給制、週休2日制
- (元請・発注者) (一人親方含め) 適正な工期・労務費等での取引
- (共通) 宣言企業との取引優先、CCUSの利用環境整備

「技能者を大切にしている適正企業」の自主宣言制度(仮称)(R6)

- 発注者、元請、下請の区分毎に、CCUSを活用した技能者の処遇改善のための取組を行うことを宣言
- 宣言企業はロゴマークを使用可能とし、企業の一覧を国交省HP上で公表

宣言企業に対して、表彰、経審での加点、求人・求職情報サイトでの発信、ESG評価への組み込みなどのインセンティブを検討

R6年度

取組基準を
検討・策定

企業による
自主的宣言

R6～7年度

取組を行う企業への
インセンティブ提供

R7年度～

水準の高い取組を行う企業の
第三者認証、インセンティブ強化

4. 活用のメリットを享受するには ：モデル工事の有効性

4-1. CCUSの基本 :

事業者登録

所在地、建設業許可番号、
社会保険・建退共加入状況

技能者登録

本人情報、所属事業者名、**職種**
社会保険・建退共加入状況、保有資格

元請：現場登録

① 施工体制登録

元請

1次

② 施工体制技能者登録

作業員名簿



カードタッチで就業履歴が溜まる

蓄積した履歴

+

保有資格

+

職長・班長の経験年数



レベルに応じた賃金
・処遇改善



ゴールドカード：●●人
シルバーカード：▲▲人

専門工事企業の
施工能力見える化*

判定結果：★★★★
による
事業者としての
アドバンテージ

職種ごと評価基準*

職種	評価項目	評価基準
レベル1	初級技能者 (見習い)	1. 建設業経験年数 (20001) 2. 建設業経験職種 (20002) 3. 建設業経験職種 (20003) 4. 建設業経験職種 (20004) 5. 建設業経験職種 (20005) 6. 建設業経験職種 (20006) 7. 建設業経験職種 (20007) 8. 建設業経験職種 (20008) 9. 建設業経験職種 (20009) 10. 建設業経験職種 (20010)
レベル2	中級技能者 (一人前)	1. 建設業経験年数 (20001) 2. 建設業経験職種 (20002) 3. 建設業経験職種 (20003) 4. 建設業経験職種 (20004) 5. 建設業経験職種 (20005) 6. 建設業経験職種 (20006) 7. 建設業経験職種 (20007) 8. 建設業経験職種 (20008) 9. 建設業経験職種 (20009) 10. 建設業経験職種 (20010)
レベル3	職長レベル	1. 建設業経験年数 (20001) 2. 建設業経験職種 (20002) 3. 建設業経験職種 (20003) 4. 建設業経験職種 (20004) 5. 建設業経験職種 (20005) 6. 建設業経験職種 (20006) 7. 建設業経験職種 (20007) 8. 建設業経験職種 (20008) 9. 建設業経験職種 (20009) 10. 建設業経験職種 (20010)
レベル4	高度 マネジメントレベル	1. 建設業経験年数 (20001) 2. 建設業経験職種 (20002) 3. 建設業経験職種 (20003) 4. 建設業経験職種 (20004) 5. 建設業経験職種 (20005) 6. 建設業経験職種 (20006) 7. 建設業経験職種 (20007) 8. 建設業経験職種 (20008) 9. 建設業経験職種 (20009) 10. 建設業経験職種 (20010)

レベル判定

技能者の 能力評価

住宅の注文者



水道修理の依頼者



安心
安全

- ◎ 技能・経験に応じた適切なステータスと処遇を実現
- ◎ 若い世代が将来の見通しを持って入職しやすい環境を作る
- ◎ 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

デジタル化を
駆使して

現場管理の効率化

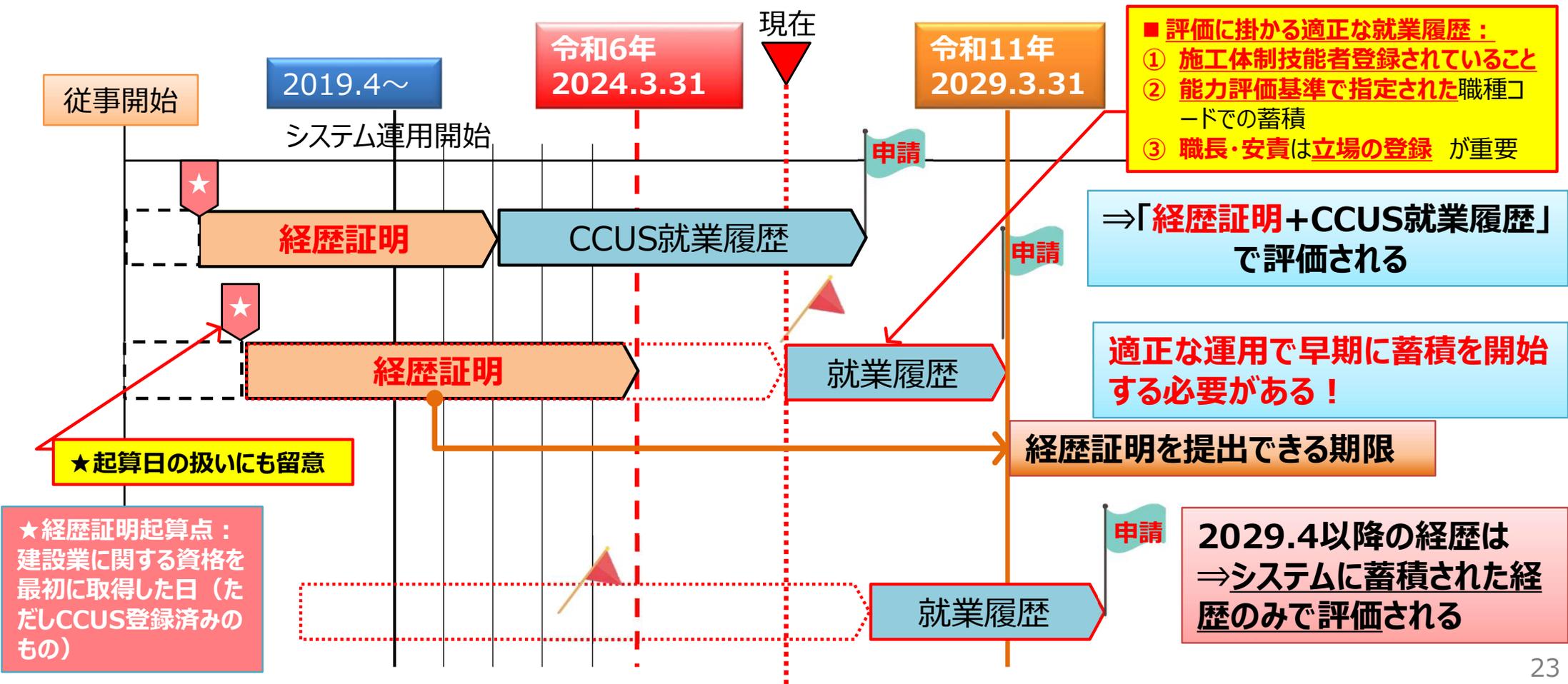
発注者・建退共等へのデータ連携

社会保険入・資格保有状況確認

安全書類・建退共電子申請方式への連携

「経歴証明」はシステム利用前の経歴を所属事業者が証明するもの

- ♪ カードタッチ開始以前の経歴・職長経験年数は、**経歴証明**で評価される
- **ただし経歴証明で証明できるのは令和6年3月31日までの経歴**
- **4/1以降はシステムに蓄積された就業履歴で判断⇒評価に掛かる就業履歴**となっているか？
- ◆ **経歴証明の提出自体は令和11年3月末まで延長された。**



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）
新旧対照表

● 工事成績評価の加点措置：評価内容の変更

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前 (最終変更：令和4年5月20日閣議決定)	備考
-----	--------------------------	----

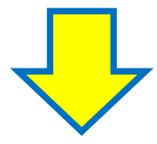
(7) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること
公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。また、公共工事品質確保法第8条第4項において、受注者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めることとされている。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。

(6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること
公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業

公共工事におけるCCUSの活用に関するインセンティブについて、**工事成績評価の評価内容を変更**

品質法第8条第4項

「現場利用に対する」

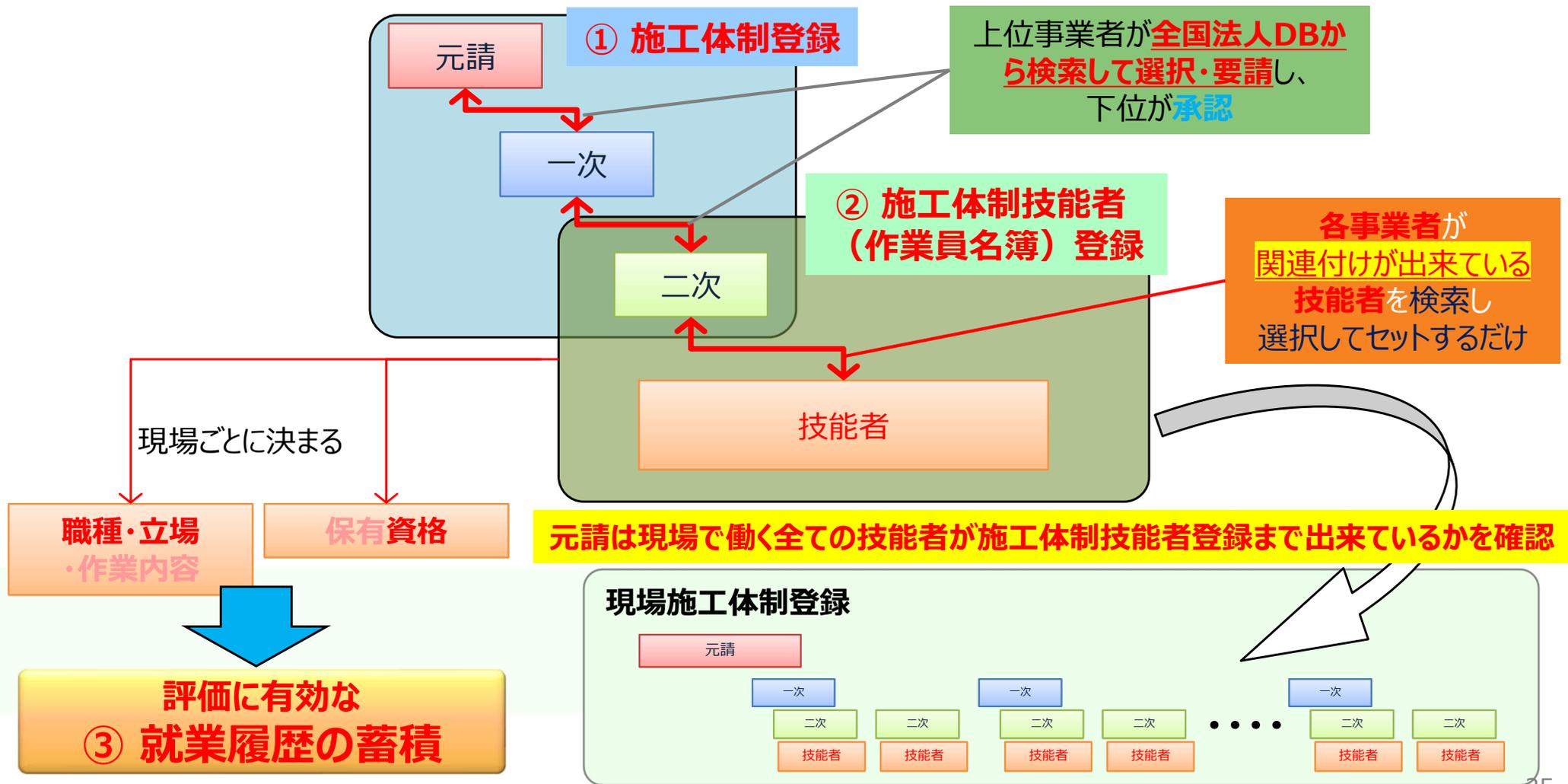


「就業履歴の蓄積状況に応じた」

このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。また、国は、建設業退職金共済制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減を図るため、電子申請方式の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進に努めるとともに、各省各庁の長等は、電子申請方式等が積極的に活用されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 35 -
における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

- ① 施工体制登録：事業者間の関連付け
- ② 施工体制技能者登録：能力評価・建退共連携のために必須



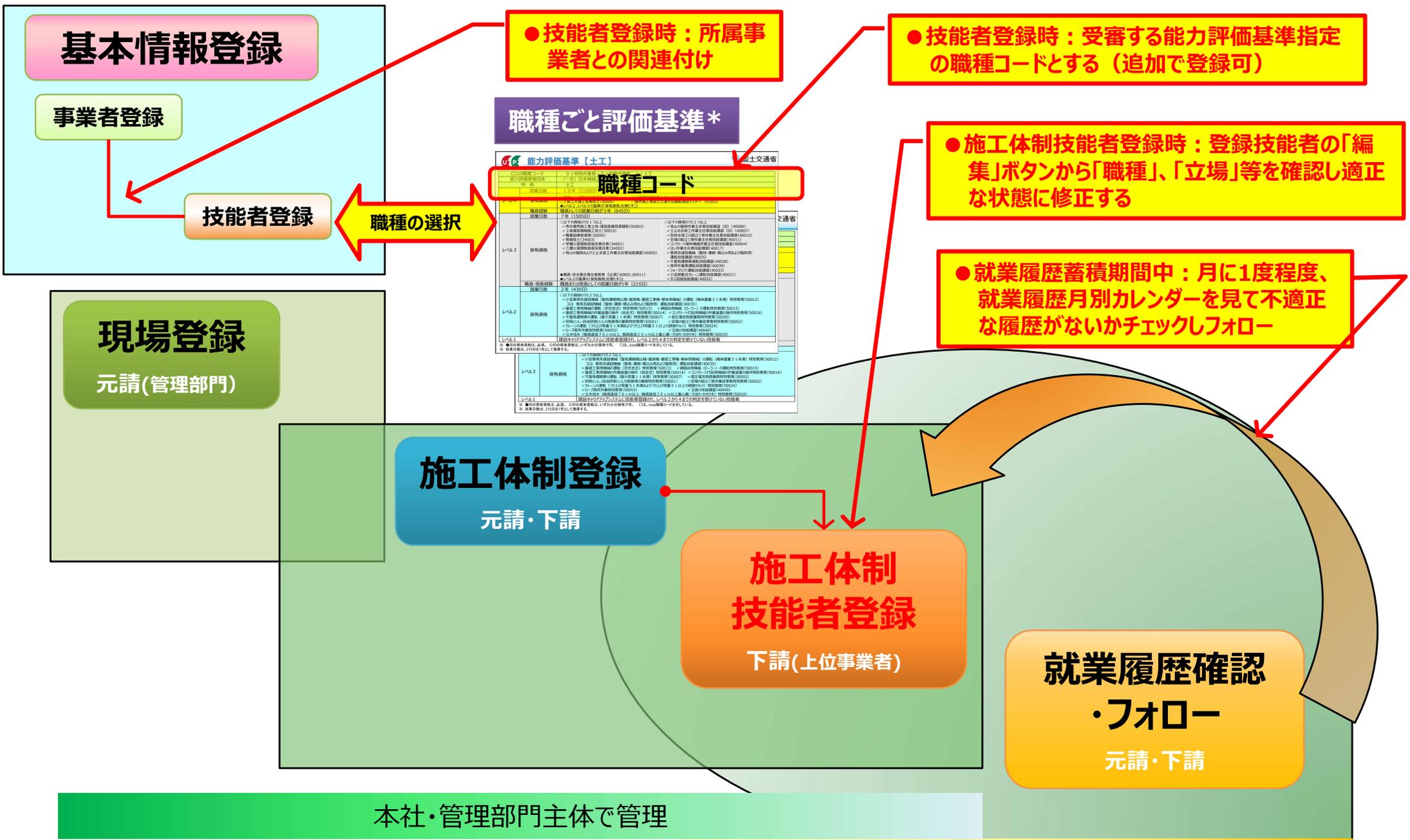
● 就業履歴に「所属事業者*・職種・立場」が表示されない

⇒能力評価に掛からない就業履歴**

* API連携では表示される場合があることに留意
 ** 何月何日どこの現場で就業したかは記録される

原因

1. 技能者基本情報登録時：所属事業者との関連付け無し
2. 施工体制(技能者)登録時：施工体制技能者登録が無い・不完全



本社・管理部門主体で管理

現場主体で管理

1. 目的：

● 公共発注者の理解促進

モデル工事を発注する発注者に、CCUSの趣旨や適正な運用を理解していただく



● 受注者に対する徹底的なサポート

- ・実施要領に関わらず適正な運用をマスターすることでモデル工事への積極的な参加意欲を醸成
- ・デジタルなCCUS運用を体得して、施工体制台帳・建退共等へのデータ連携管理で効率化を実感
- ・CCUS活用企業として、若手入職者へアピール、採用に貢献

2. 期待される効果：

- **元請**は建設業振興基金の**サポート**を受けて運用するので、**適正な運用方法をマスター**できる。 *別紙参照
- **発注者**自身が**CCUSの運用状況を確認**できる。(施工体制等登録方法、カードタッチ状況、就業履歴蓄積内容など)
- 工事成績評定の計測方法など、実際のデータを抽出する過程やそれに伴う労力を理解していただくことで、**元請のモチベーションアップ**につながる。
- **モデル工事見学会**の開催により、周囲の事業者、発注者に**CCUSの適正な運用**について**水平展開**が図れる。
- 2024.10.01 関東地整発注モデル工事見学会の様子：

・元請からの報告内容：カードタッチ状況は動画で紹介



・見学会開催状況：地場元請、発注者が参加



- 全国に存在する、CCUSに前向きに取り組む企業を徹底的にサポートするとともに、公共発注者によるモデル工事へのエントリーをお手伝いしています。
- なかなか実践環境を見る機会が少ない公共発注者との相互理解を計りながら、モデル工事見学会等を通じて当該エリアの同業他社や専門工事企業への普及展開を図っています。

★適用条件：



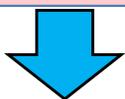
- 元請が直接雇用している技能者だけでなく、下請企業を含めて技能者のレベルアップ・処遇改善のために汗を掛けること
- 既にモデル工事を受注した、もしくは、これから適正な現場運用を学び、モデル工事を受注していきたい
- 同業者や下請、発注者等を集めて見学会を開催できること(開催時期は応相談)



★運用手順：

サポート申込：

ccus01@kensetsu-kikin.or.jp



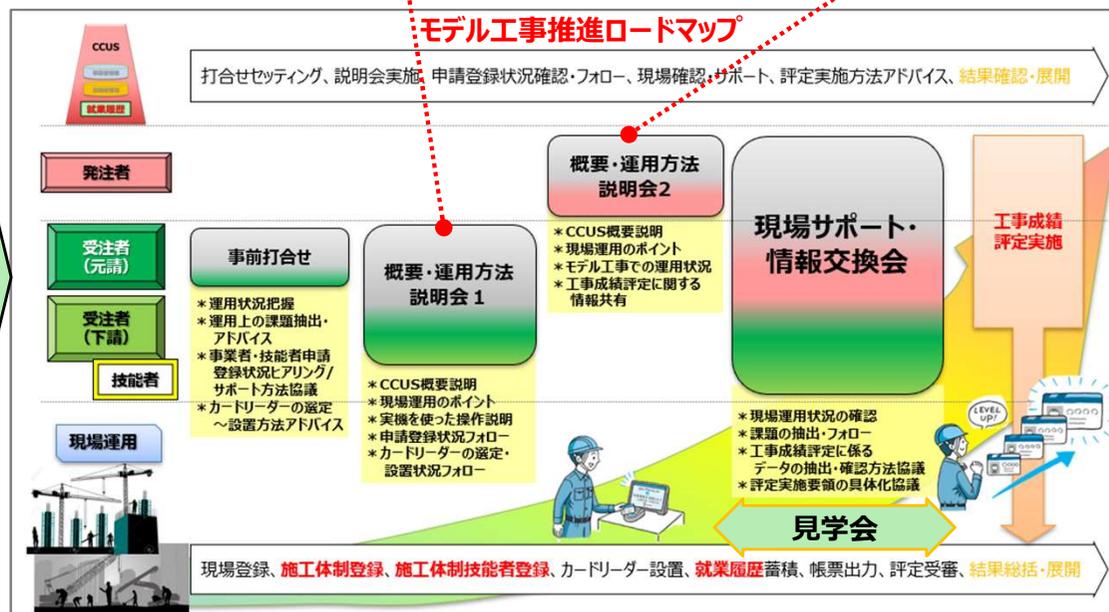
事前打合せ(Web)

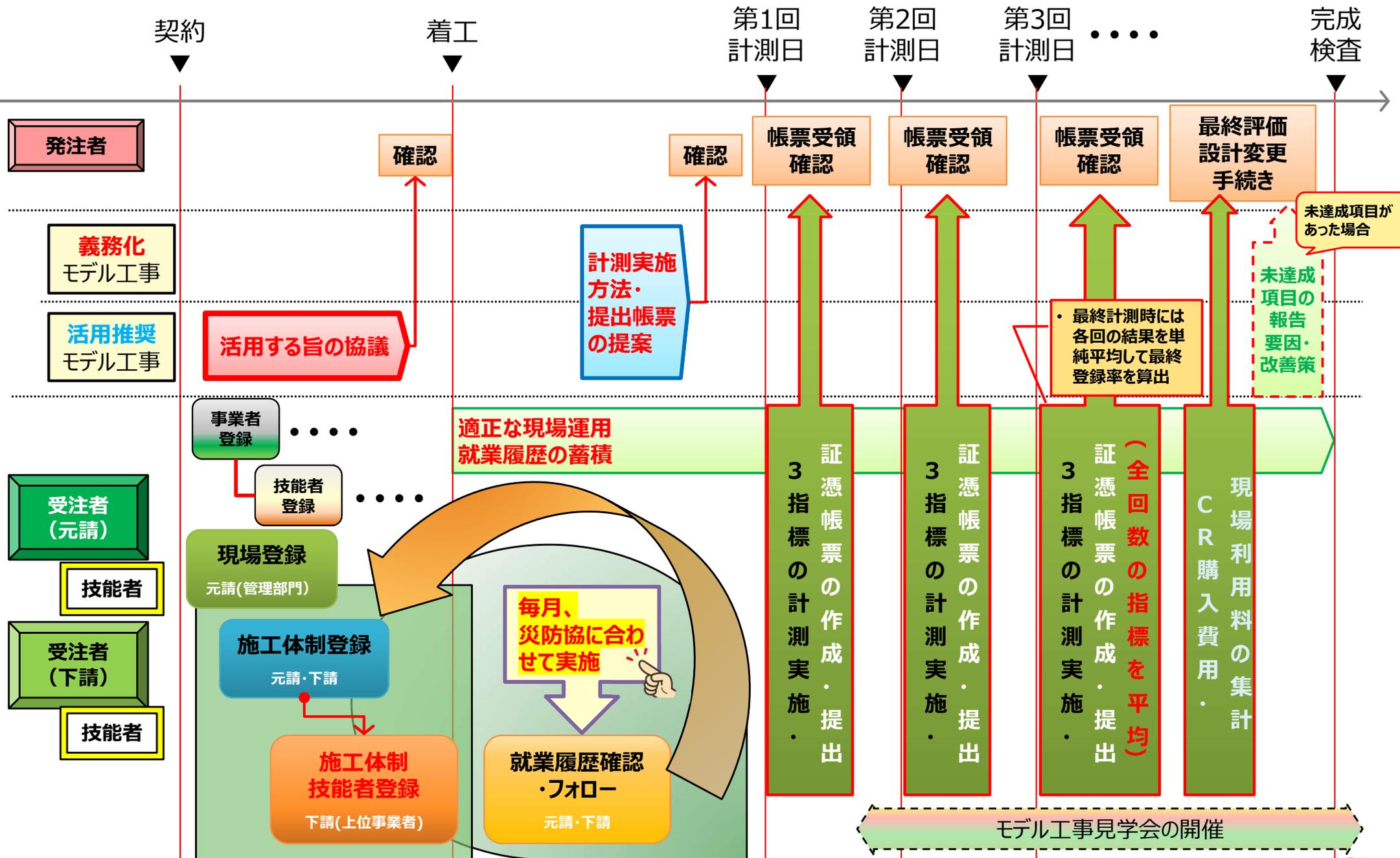


- 右記**モデル工事推進ロードマップ**に従い、基金のサポートを受けながら、**発注者とともにモデル工事を進めていきます。**
- 必要に応じて、**下請の事業者・技能者登録会**も開催します

★留意事項：

- 事前打合せは無料ですが、説明会1以降は以下の費用はご負担ください
- 講師の旅費(交通費・宿泊費)
- 説明会・見学会に掛かる費用(施設利用料、テキスト印刷代、電力通信費等)





CCUSで**業務改革・DX**：
利益向上と**処遇改善**の**好循環**をまわそう！

END